

第 24 回 協 議 会

(平成 16 年 3 月 30 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 2 4 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 6 年 3 月 3 0 日

開催場所 会見町役場 2 階 会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫
板 秀樹 橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子 会見町総務課長 米原 俊一
西伯町総務課長 藤友 裕美 会見町福祉保健課長 檀田 明美
西伯町健康福祉課長 松原日出雄

(開 会 13時02分)

奥山室長 そういたしますと、ただいまから西伯町・会見町合併協議会第24回議会を開会をさせていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。亀井委員が欠席であります。したがって、現在17名の委員の方のうち16名の方が出席でありまして、委員の半数以上の方が出席で成立となっておりますので、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

会長のあいさつであります。坂本西伯町長よりごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

坂本会長 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

随分桜が開きまして、いい季節がめぐってまいりましたが、今日はあいにくの雨で残念ですが、合併協議会第24回会議、御案内いたしましたところ御出席をいただきましてありがとうございました。2月の26日に合併協定書に調印をいたしまして、それ以来、皆様方と久しぶりにお会いするなあという気持ちでございます。この間、3月の25日には会見町の議会におきまして合併協定関連議案が、条例が可決をされまして、また、3月26日には西伯町の議会におきまして合併関係4条例が可決をさせていただきます。これでほぼ確実に南部町の発足が見通しがついたということで、大変うれしく思いますし、感激をいたしております。この間の両町の議会議員さんには、いろんな動きがある中で、よく議員さん方の意見を取りまとめていただいて、妥当な議決にさせていただきます。本当に御努力に敬意と感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

それから、3月の24日でございますけれども、西伯町の社会福祉協議会と会見町社会福祉協議会の合併契約調印式が会見町の総合福祉センターで開催されまして、両町社協の新しい南部町社協としての発足を調印されまして、私どもの町の発足にあわせて社協もそのような体制をとっていただきまして、本当に関係者の皆様にお礼を申し上げたいと思います。

今日は24回会議でございますが、住民福祉部会の老人福祉協議の取り扱いなどについて提案もいたしますし、予算の承認というようなことで御協議をいただくわけでございます。時間をちょっと繰り上げて開催、御案内させていただきましたが、スムーズな進行に御協力を賜りますようによろしく願い申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。

きます。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たるとなっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 それでは、議事録署名委員の指名を行わせていただきます。宇田川弘委員、磯田順子委員さんをお願いをいたしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

早速、協議事項に移らせていただきたいと思います。

日程に従いまして、1番、平成16年度合併協議会予算の案の承認についてを議題といたしたいと思っております。

事務局から説明をお願いします。

岡田君。

岡田室長補佐 そうしますと、お配りしております資料の協議事項、参考資料というところの平成16年度西伯町・会見町合併協議会予算書というのを見ていただきたいと思います。

表紙がありまして、はぐりまして2ページですけれど、平成16年度西伯町・会見町合併協議会の予算は、次に定めるところによるということで、1条、歳入歳出の総額は1,340万2,000円と定めるところで、あとは3ページからでございますけれど、3ページに歳入歳出が書いてあります。

歳入としましては、負担金、これは西伯町、会見町、両町から半額ずつ負担していただくものが1,400万。それと、繰越金として1,000円計上しております。これは15年度の協議会の残額、決算しませんとはっきり額はわかりませんが、15年度から16年度へ繰り越しをするものということで繰越金を1,000円といたしております。それから、諸収入といたしまして、預金利子ということで1,000円の予算ついております。歳入合計が1,340万2,000円。歳出の方ですけれど、協議会費が1,316万3,000円、予備費が23万9,000円ということで、1,340万2,000円。

歳出の方の明細でございますけれど、6ページをお開きいただきたいと思います。予算書の6ページでございますけれど、歳出で協議会費、これを右の方に詳細がありますけれど、報酬といたしまして80万、これは協議会の会議を予定しております。それと、監査

員さんの報酬ということで、初めに言うべきことでしたが、これはあくまでも半年、9月30日までの予算ということで、半年間の予算を組んでいますので、それを了解してください。それで、2番目の旅費ですけれど、これは普通旅費と、視察旅費ということで5万5,000円。これは予定はないんですけれど、視察に行くということで旅費に日当だけ含んでおります。あと需用費なんですけれど、これは消耗品、それから印刷製本費、食糧費、修繕費というふうに組んでおりますけれど、主に印刷製本が230万ほど組んでおりますけど、これは合併協議でできましたものを便利帳なりなんなりで、新町で住民の方に新町の業務についてのそういう冊子をつくって配るということを予定しております。それで、予算的に印刷製本の方が230万ほどの大きな額になっております。それと、4番目の修繕費ですけれど、これはパソコン等を買取りにしておりますもんで、保証期間の1年が過ぎましたもんで、別に何を修繕するという予定があるわけではございませんが、機械等が壊れたときに修繕が要るんじゃないかということで予算をしております。あと役務費につきましては、郵送料や電話代ということです。委託料ですけれど、会議録の作成の委託費が105万9,000円。それと、合併支援業務委託費、これは15年度予算にも組みましたけれど、条例関係の整備の委託を引き続き行うということで、16年度分として100万とってます。それから、続きまして、使用料等ですけれど、会場使用料、これはどっかの会場を協議会の会議とかまちづくり委員さんの会議とかで使うということを全体で取り組んでおります。それから、事務所の借り上げ料は事務所の借り上げを月3万の6カ月ということで組んでおります。あとインターネットとかソフト等の利用料ということで16万4,000円ということで組んでおります。それから、19番の負担金及び交付金ですけれど、これは先ほど言いましたように、半年間の予算ということで臨時賃金が107万7,000円、県職員給与等負担金が441万2,000円、職員の超勤手当等が63万円ということで組んでおります。あと予備費が23万9,000円ということで組んでおります。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

ただいま平成16年度の合併協議会予算について説明をいただきました。委員の皆様方の御質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 別のないようでございますが、では承認してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、1番の平成16年度合併協議会予算の承認については原案のとおり決定になりました。

続きまして、2番、主要な例規についてを議題といたしたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局。

桐林次長 それでは、主要な例規について御説明申し上げます。

まず、今後の取り扱いでございますけども、今までは提案事項ということで、一度、決定をいただく前の協議会で提案させていただいて、その後の協議会で決定をいただくというのを通例にしておりました。この主要な例規の関係につきましては、今後、月1回ペースという協議会の開催計画にかんがみまして、少し間があくということもありまして、もし最終的にそのときに結論が出なければ次のときということではございますけども、基本的に提案をさせていただいたその会議、あらかじめ議案をお配りするということも含めましてございますので、こういう流れで進めさせていただいたらというふうに考えております。

今回、主要な例規につきまして2件、議案として提出しております。1つが南部町役場の位置を定める条例で、これは別添(案)のとおりとするというのがございます。それから、2つ目が南部町公告式条例でございまして、これについては記載内容につきまして、いささかまだちょっと検討しているところもございますけども、まず、掲示場所につきまして、法勝寺庁舎、天萬庁舎の掲示場の2カ所とさせていただく旨を御提案させていただくものでございます。

具体的な内容でございますけども、先ほどの協議事項、別紙・参考資料8ページをお開きいただきたいと思います。

まず、8ページには、南部町役場の位置を定める条例(案)ということで、施行日と条例の番号も既に入れておりますけども、通例これが第1号になるという想定でございますので、番号まで一応入れております。事務所の位置につきまして、事務所の位置、第1条、地方自治法(昭和22年法律第67号)第4条第1項の規定による南部町役場の位置は次のとおりとする。鳥取県西伯郡南部町法勝寺377番地1。庁舎の位置、第2条、南部町の庁舎は次のとおりとする。(1)法勝寺庁舎、西伯郡南部町法勝寺377番地1。(2)天萬庁舎、西伯郡南部町天萬558番地。附則、この条例は平成16年10月1日から施

行するというものでございます。その役場の位置につきましては、2つの庁舎を並列的に使うということで、ただし地方自治法の第4条の規定では、いわゆる事務所につきましては1カ所を定めることを想定しておりますので、やむを得ずこういう形になるのではないかとございまして、先例がないかということで探してみましたところ、平成13年の1月21日に合併しました西東京市、これは市役所の位置を定める条例がまさしく今回の南部町の形とぴったり符合するということがわかりまして、これを参考にこういう内容で提案させていただいたところでございます。

それから、めくっていただきまして10ページでございます。公告式条例でございます。ちょっと注釈で書いておりますけども、掲示場の表記方法を含め検討中でございます。中に町と記載すべきところが市と記載してあったりしまして、それも含めて、今、たたき台として検討してるものでございます。その中で、別表、第2条関係、別表の掲示場に掲示して行うというのが第2条第2項があるわけでございますけども、その掲示場の設置場所について2カ所としたいという趣旨でございます。

では、現在の西伯町、会見町の掲示場がどのようになっているかということでございますけども、さらにもう一つめくっていただきたいと思えます。まず、12ページの方には、現在の西伯町の公告式条例がございまして、一番下段の別表2のところに西伯町掲示場といたしまして、西伯町大字法勝寺372番地という場所に掲示場があると。そこに掲示するということが示されております。一方、会見町の公告式条例につきましては、別表のとおりでございまして、2つございます。1つが会見町天萬544番地。これが役場の前の掲示場でございます。それから、第2号が会見町市山1083番地1の掲示場でございます。これは農村環境改善センターの横という位置にございます。これは、経緯を調べますと、手間村と賀野村が合併したときの経緯がございまして、それぞれの地域ごとに掲示場を置くということが協定されていたという背景がございました。また、昭和30年当時の公告といえますか、町からの情報の伝達手段といえますのは、必ずしも今のような印刷物を大量に配布するというような形になっておりませんで、そういう必然性もあったというような状況ではございますけども、現在ではいろんな情報がどんどん紙物、あるいは放送とかで提供できる状況になっております。条例等の効力発生要件としてはこの公告が当然必要なわけですけども、現在の計3カ所で維持する必要はないのではないかとということで、役場のそばの2カ所を継続してはどうかという趣旨の提案でございます。以上でございます。

坂本会長 ただいま事務局が説明いたしました、この主要な例規についてでございますが、御質疑があればお願いしたいと思います。

塚田委員。

塚田委員 ちょっと聞かせてください。法勝寺庁舎は法勝寺377の1ですけど、それで掲示板は372ですよね。これはこれで間違いない。会見町も、庁舎と掲示場の位置が違ってますよね、番地が。これはこれで。

桐林次長 公図までちょっと確認はしておりませんが、広い土地が役場の敷地になっておりますので、複数の筆があると。基本的には役場の玄関の位置を事務所の位置としてその地番を使うわけですけども、その地番と実際に掲示場が設置されている筆の地番が違うというのが現状であるということでございます。

塚田委員 わかりました。

坂本会長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますが、主要な例規について、今申し上げた役場の位置を定める条例、それから、南部町の公告式条例については、原案のとおり決定してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、そのように決定されました。

以上で今日の協議事項は終わりにしたいと思います。

日程に従いまして、5番の提案事項、住民福祉部会、老人福祉業務の取り扱いについてを説明していただきたいと思っております。

松原課長。

松原課長 失礼します。提案事項は第1号、老人福祉業務の取り扱いについて提案するものでございます。平成16年2月25日開催の第23回会議に取りまとめられた老人福祉業務について、在宅介護支援センター及び介護予防支えあい事業の外出支援サービスについて別紙のとおりするものでございます。

ずっと資料をおはぐりいただきまして、2つ目、別紙・参考資料に基づいて御説明申し上げます。老人福祉事業、在宅介護支援センター運営事業の調整方針を見ていただきたいと思っておりますが、基幹型支援センター、直営、地域型支援センター、委託。括弧書きで各中

学校区に1カ所ずつで2カ所とするものです。次、委託先につきましては、合併時より社会福祉法人伯耆の国とする。この網かけ部分につきましては、この委託先につきましては、人体制が伴いますことからきちんとはっきりしておると、明記しておるとよろしいんだらうということで、合併時よりということを中心に明記したものでございます。

次、おはぐりいただきまして、介護予防地域支えあい事業の中で、外出支援サービス事業、これの調整方針でございますが、委託先は16年度は各町の例による。平成17年度から会見町の例による。委託費は西伯町の例による。自己負担は西伯町の例による云々でございまして、きちんとこれも網かけの部分におきまして年度を入れたところでございます。以上、御提案申し上げます。

坂本会長 住民福祉部会の老人福祉業務の取り扱いについて、今、説明を受けました。御質疑をいただきたいと思えます。

この合併時よりとしておりますけれども、中途になりますけれども、そこは県の方に確認をして、補助金も年度末までは交付できるというように聞いております。合併の特例というようなことで、そういう扱いが受けられるそうでございます。

よろしゅうございますでしょうか。

〔質疑なし〕

坂本会長 それでは、この件につきましては以上で終わりたいと思えます。ありがとうございました。

6番、報告事項に移らせていただきたいと思えます。

1番、合併申請手続きについて。これを議題にいたしたいと思えます。

事務局。

桐林次長 報告事項第1号でございます。合併申請手続きについてでございます。西伯町及び会見町を廃し、南部町を設置するための手続については、以下のとおりであるということでございます。

また、両町議会の合併関係議案の議決の結果でございますけれども、これは各町の議長さんの方からご報告いただきたいと思えます。また、県知事への合併申請手続については、引き続きまして説明をさせていただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

坂本会長 それでは、それぞれの議長さんの方から、両町議会における合併関係議案の議決結果について、この場で御報告をいただきたい。

どうぞ西伯町の森岡議長さん、よろしくお願ひします。

森岡委員 御報告申し上げます。

合併申請手続に必要な議決について、御報告を申し上げたいと思います。

西伯町におきましては、3月の12日から開会いたしました3月定例会におきまして提案されました合併関係の4議案を慎重に審議をまいりました。結論を申し上げますと、4議案とも可決いたしました。御報告を申し上げたいと思います。

提案後の主な経過を若干御報告申し上げておきたいと思いますが、合併関連の4議案につきましては、総務、民生、経済建設、3常任委員会からなりますところの連合審査に付託をいたしました。3月19日に連合審査会が開催されまして、採決の結果、原案を可決すべきものと決したわけでございます。この審査会の付託結果につきましては、賛成13、反対2ということで、原案を可決すべきものということになったわけでございます。それを受けまして、3月の26日の本会議におきまして、議案第1号から議案第3号までにつきましては、賛成13、反対2によって原案を可決いたしました。議案4号につきましては、賛成12、反対3ということで、同様、原案どおり可決をしたところでございます。

なお、この審議に入った中で、実は賛成討論、反対討論の議論ございました。各2名ずつの討論がございました。その中で、特にここで御報告申し上げますのは、賛成討論の趣旨について御報告を申し上げておきたいというふうに思います。

会見町との合併選択がなされて、十分議論がされてきたと。厳しい財政状況でありますけれども、国の財政悪化が根底にある財政状況の中で、これを放置しておけば、将来、現在の保育園の子どもたちにまで負の負担をさせることになるであろう。できるだけ行財政改革を推進して、子供の将来につなげるべき自治体をつくるべきである。また、住民の声も議員として十分聞いてきたけれども、その声を生かしてよい町にしていかなくちゃならない、いきたいということでもあります。町村は、財政の自治権を事実上持てない状況の中で、合併をしなかったら本当にどうなるのか、合併をすることによって人件費にもメリットが出てくるか。国の政策に乗っていかなければならないといった趣旨のもの。そして、今の町に終止符を打って次の段階へ進めていくことが、このたびの提案であるということで、評価すべきであるという趣旨の議論でございました。これはお二人の討論内容を総括したものでございます。

なお、合併の期日延期に関します陳情が3件提出されておりましたけれども、これにつきましても連合審査に付託をいたしまして、採決の結果、賛成少数によって不採択と決定

しておったものでございますが、26日の本会議におきましては、合併関連の4議案を審議いたします前に先立って陳情採決を行いました。その結果、賛成2、反対13ということで、この陳情については3件とも不採択とすると、こういう結果が出ましたので、あわせて御報告を申し上げておきたいというふうに思います。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

宇田川議長さん、お願いします。

宇田川委員 会見町におきましては、合併4議案につきましては、3月12日に開会いたしました3月定例会に提案がありました。この会期を通じて慎重に議論を重ね、会期最終日である3月25日の本会議において、疑義をただした後、賛成8、反対3の賛成多数により、いずれも可決されました。

なお、この定例会には、合併期日の延期などを求める請願、陳情が提出されておりましたが、合併関連議案の内容と相入れないものであり、不採択となりましたので、あわせて御報告いたします。

今後は、西伯、会見両町執行部におかれまして、県知事への合併申請等を滞りなく進めていただきたいと、かように考えております。以上です。

坂本会長 ありがとうございます。

これはこれで終わりますか。

桐林次長 続きまして、事務的な手続の説明をさせていただきます。

坂本会長 それでは、報告を受けたということで、この件については終わりたいと思います。

2番、鳥取県知事への合併申請手続についてをお願いします。

桐林次長 それでは、合併申請手続について御説明申し上げたいと思います。

報告事項、別紙の1ページをお開きいただきたいと思います。1ページには、申請書の、いわゆる表書きの様式がございます。そこの方の書き方は形式的なものでございますので、ごらんいただくということで、中身の方に入らせていただきたいと思います。

まず、廃置分合を必要とした理由及び経緯の概要ということでございまして、これは一応記載すべき内容がおおむね決まっております、大きく分けて5項目でございます。まず、両町といえますか、新しい町の位置と地勢、それから2番目が面積、3番目が人口と世帯、4番目が両町の沿革、5番目が廃置分合を必要とした理由というものでございます。

1番の位置と地勢でございます。新町は、鳥取県の西端に位置し、北は米子市、東は岸

本町、溝口町、南は日南町、日野町、西は島根県とそれぞれ接している。鳥取県西部圏域の中心地の米子市まで約10キロメートル、県庁所在地の鳥取市から西へ約100キロメートル、隣県である島根県の県庁所在地から南東に約35キロメートルの位置にある。地勢は、新町の北側には要害山を挟んで平地、丘陵地が広がり、水田地帯と樹園地が形成されており、南側は日野郡に連なる山地となっている。中心からやや西よりを上流部に人造湖である緑水湖を形成しながら法勝寺川が南北に貫流し、これに東長田川、朝鍋川などが合流し、北側の米子市へ流れ下っているというものでございます。

面積でございますけれども、新町は、東西約12.3キロメートル、南北約17.4キロメートル、面積は114.03平方キロメートルとなる。土地の利用状況を見ると、山林、原野が全体の約42%を占め、農用地が14.2%、宅地が2.3%で、里山と自然林、人造湖と川など人間の営みが自然と調和した美しい景観をなす地域であるというものでございます。

3番目、人口と世帯でございます。平成12年の国勢調査によると、新町の総人口は1万2,210人で、平成7年の国勢調査に比べ135人、1.1%減少している。また、ここ網かけにしておりますけれども、最新の数字を入れて出すということで、明日、15年度末の数が出ますので、それによってこの記載をしたいと思っております。1世帯当たりの人口は、国勢調査では平成7年が3.82人で、平成12年が3.60人、住民基本台帳では平成10年が3.55人で、平成15年が3.38人と、いずれの指標から見ても核家族が進んでいる。年齢階層別人口は、平成7年は年少人口が15.03%、生産年齢人口が62.50%、老年人口が22.47%であったが、平成12年度ではそれぞれ13.42%、60.76%、25.79%となっており、少子高齢化傾向にあるというものでございます。

それから、両町の沿革でございます。これはいわゆる廃置分合関係のみを記載しております。西伯町でございます。明治22年、会見郡天津村、大国村、法勝寺村、東長田村、上長田村として発足。昭和30年、西伯郡天津村、大国村、法勝寺村、東長田村、上長田村が合併し、西伯町を設置。会見町でございますけれども、明治22年、会見郡手間村、賀野村として発足。昭和30年、西伯郡手間村が幡郷村大字諸木を編入、3月。西伯郡手間村と賀野村が合併し、会見町を設置、4月というものでございます。

次に、廃置分合を必要とした理由でございますけれども、まちづくり計画の前文でありますとか合併協定書の前文でありますとか、その内容をかんがみながらちょっとまとめたも

のでございます。西伯町と会見町は、いわゆる南部地域にあって、歴史的、文化的に深いつながりを有し、昭和の大合併時点でも一つの町になろうとした動きもあった。両町は、ともに昭和30年に発足して以来、隣接する自治体としてごみ処理や介護保険事業、土地開発公社の運営等を共同で実施し、住民福祉の向上に努めてきた。これからの自治体には、生活圏の広域化や高齢化社会の進展による行政需要の増大、地方分権の進展などに伴い、簡素で効率的な行政運営の確立や、より主体的な行政運営の推進の必要性などさまざまな課題が生じている。また、生活者である住民にとって、真に必要な分野において、より質の高いきめ細やかな行政サービスの展開が求められている。一方、個人でできることは個人で、地域でできることは地域でといった行政と住民との健全な役割分担を画していくことも重要な課題となっている。このような背景の中、日本の多くの中山間地域と同様に西伯町、会見町でも過疎化が進行し、コミュニティーの崩壊を招く恐れが生じている。このため、中山間地域を条件不利地域としてのみとらえるのではなく、下流部の都市地域が受ける恩恵を初め、自然との共生思想に基づく新たな生活空間として再評価することが期待される中、西伯町と会見町が合併することにより、一体的、計画的に行政を推進し、広域的かつ効率的な町づくりを進めるとともに、福祉・保健・医療、生活環境など住民に身近な行政サービス分野の充実を図っていこうとするものであるとございます。

それから、廃置分合に至る経緯及びその概要、括弧して、合併協議会設置までの経緯を含むというものでございますけども、平成12年4月の地方分権一括法施行により、これまでの中央集権システムから本格的な地方分権時代への第一歩が踏み出され、西伯町、会見町においても自己決定、自己責任による自治体運営への模索が始まった。加えて、同年12月に鳥取県が市町村合併についての考え方を提示されるに至り、来るべき地方分権時代へのソフトランディングを図るため、合併が一つの有力な手法として意識されるようになってきた。翌平成13年7月には、西伯、会見、岸本、溝口4町の総務課長レベルで合併に関する研究会を、鳥取県西部地区14市町村の合併担当課長で西部地域振興協議会合併等問題勉強会をそれぞれ設置し、行財政の内容の調査分析に着手した。同年12月には、これら調査分析の結果が報告書としてまとめられた。これを受け、両町では平成14年2月から、これら報告内容を要約した資料を全戸に配布するとともに、住民説明会を順次開催した。また、同年の6月定例議会において、両町長が西伯、会見、岸本、溝口の4町合併を目指すとの方針を表明した。同年7月には、西伯町において合併に関する地区懇談会参加者に意向調査を実施したところ、4町合併支持が61.3%となった。しかしながら、

同年8月に、米子市長が西部14市町村での合併協議会設立を呼びかけられた。この後、10月には岸本町長が米子市を含む周辺市町村との対等合併方針を、11月には溝口町長が岸本町と同一歩調をとることを表面され、4町合併は困難となった。この結果を受け、両町議会の合併関係問題を所管する特別委員会は、西伯町、会見町の2町合併を目指す方針を決定した。なお、この直後に西伯町で実施された合併に関する住民懇談会への参加者にアンケートを実施（回答134名）したところ、60%が2町合併を支持した。また、会見町が実施した住民説明会では、特に異論がなく、2町合併の方針が支持されたとの感触を得た。そして、12月9日には両町の行政関係者及び議会議長等関係者が会合し、西伯町・会見町合併協議会設立準備会を設置する方針が決められ、同月25日に両町議会で法定の西伯町・会見町合併協議会設置の議決を経て、翌平成15年1月14日、両町長、議会議長及び学識経験者など17名の委員で構成する西伯町・会見町合併協議会が設置された。

新町の名称候補を両町の住民や勤務者に公募し、数次にわたる選定過程においても、アンケートの結果や事務局に寄せられた町民の意見を参考にしながら南部町に決定した。

また、新町建設計画の策定に当たっては、町民有志から成るまちづくり委員会を開催し、自由な意見、提言をいただくとともに、住民にアンケートを実施して住民ニーズの方向性を探りながら南部町まちづくり計画を策定した。これらのほか、合併協議会委員みずから町民の意見聴取を行うなど、可能な限り住民の意見を伺いながら、平成16年2月25日までに延べ23回の協議を行い、あらゆる項目について調整を行った。

この間、会見町においては、米子市との合併協議会設置を求める住民請求があり、一度は請求代表者が資格を喪失したため却下となったが、再度起こされた請求により、同年12月28日に投票が実施された。その結果は、賛成が965票、反対が1,595票で、投票率が77.2%であったことを考慮すると、住民の大多数が2町合併を支持していることが判明した。そして、平成16年2月26日に合併協定の調印を行い、西伯町にあつては3月26日、会見町にあつては3月25日にそれぞれ合併関連議案が可決されたという内容でございます。

第2の新町の名称及び事務所の位置につきまして、新町の名称。新町の名称は南部町とする。それから、2番目で新町の事務所の位置について。(1)事務所の位置。新町の事務所の位置は、西伯郡西伯町大字法勝寺377番地1とする。(2)庁舎の位置。新町の庁舎は、次のとおりとする。(1)法勝寺庁舎、西伯郡西伯町大字法勝寺377番地1。(2)

天萬庁舎、西伯郡会見町天萬558番地ということで、この所在地の表記につきましては、まだ南部町発足前ということで、現在の町名の表記の仕方で記載しておるところでございます。

それから、めくっていただきまして、6ページの別途書類の関係をちょっと概略内容で説明させていただきます。現物、既にできておりますので、きょう、お手元にお届けしておりませんが、先ほどの御報告いただきました4議案につきましては議決書及び会議録の写しを添付するというようになっております。

それから、協議書の写しというものがああります。廃置分合に伴う財産処分、これはすべて新町に帰属させるという内容でございます。それから、新町の議会の議員の定数に関する協議書の写し。これは定数を16にするという内容のものでございます。それから、農業委員会の委員の任期等に関する協議書の写しでございますけれども、これは在任特例を使って来年の7月19日まで、現在の、先般、投票がございましたその議員の方を在任させるという内容のものでございます。なお、議会の議員の定数と農業委員会の委員の任期等、これは別添資料もございませけれども、これについてはあらかじめ協議が整った時点で告示するという手続を行うことになっておりますけれども、これにつきましては、会見町におきましては本日、西伯町におきましても本日、ちょっとおくれましても明日、年度内には告示の手続を完了する予定でございます。

それから、合併協定書、新町のまちづくり計画を含むというものでございませけれども、これは既に皆様のお手元にお配りしたとおりでございます。

それから、関係町の現況表ということで、10ページでございます。ちょっと間飛ばしますけれども10ページでございまして、その一定の様式に従って記載することとなっております。網かけの部分は、明日の最終的な今年度最後の状況を書くということで、今のところは未定ということで網かけにしております。このような内容でございます。

なお、1ページのところの一番最後、第7、関係図面というものを添付することになっておりますけれども、これは2万5000分の1の両町合わせた管内図を添付するという内容でございます。この記載内容等につきましては、あらかじめ県と協議をいたしまして、おおむね了解をいただいております。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

鳥取県知事への合併申請手続について説明を受けましたが、委員の皆様方の御質疑お願いしたいと思います。

岡田委員。

岡田委員 ちょっとひっかかるところがございまして、御検討願ったらと思うんですが、この文書の最初の位置と地勢のところ、要害山という表記がしてございますが、恐らくこれは国土地理院の地図上の表記をもとにして、こう書き上げられたんじゃないかと思うんですけど、これは多少問題があると思いますのは、要害山というのは随分あちこちにございまして、同じ地図面の中で新山要害もあそこも要害山というふうになっておりますし、さらに近くでは、西伯町では篠相要害というのもありますし、岸本町では岸本要害。要害が非常にたくさんございまして、固有名詞でありながら固有名詞で実際はないような状態。そういうところを持ってくると、どういう呼び方がいいかという、やっぱり古事記以来の手間山というのが妥当ではなからうかという感じがするわけです。これの根拠になるのは、幕末に編集された伯耆誌という、当時としては最も頼りになる史書でございますが、これにも地元の人親しみを込めて要害と呼んでおるけれども、広く会見郡内一円では手間山と呼ぶというふうに記載がございまして、国土地理院にあくまでも従うということであればやむを得ませんけれども、そうでなければ何か手間山の方がよさそうな感じがすると思います。これが1点。

それから、河川の方では、法勝寺川が南北に貫流し、これに東長田川、それからちょっと大事なものが飛んで朝鍋川というふうになっていますが、法勝寺川と合流するのは小松谷川というのが妥当ではなからうかと思うんです。小松谷川に上流において朝鍋川が合流するという格好になっておりますからね。ちょっとその辺の順序、あるいは朝鍋をカットしてでも小松谷川の方が実態に合うておるのではなからうかという感じでございます。この2点がちょっとひっかかるもんでございますから、検討してみたいと思います。

坂本会長 岡田委員さん、手間山ていうのは天萬山じゃないわけ。手と間ですか。

岡田委員 どう書いても手間です。

吉次委員 私は地元でございます。あそこは寺内字手間山というところでございます。私は俳句つくりますけども、俳句なりは記紀の手間山という表現をすると日本国中通用します。記紀てっていうのはごんべんの記が上でいとへんの紀が下の古事記にも載ってある、日本書紀にも載ってある手間山という意味でございます。

坂本会長 いかがでございますか、事務局は。

桐林次長 ちょっと順序が後先しますけど、川の名前につきましてはこれ変更させてい

ただきます。手間山の表記は漢字では手と間でよろしいわけですか。

岡田委員 はい、天萬ではなしに手の間です。

桐林次長 そうしますと、確かに国土地理院という地図では要害山ということしか出てきませんので、どの要害山か区別がつかないという趣旨でもありますので、手間山という表記をあわせて入れるような手法ということではいかがでございましょうか。

坂本会長 手間山、括弧、要害山ということですか。

桐林次長 はい。

岡田委員 会見町誌にもそういう表記をやっとります。

坂本会長 ああそうですか。

岡田委員 手間山、括弧、要害山。そういう括弧がいいかどうか、それはわかりませんが、

佐伯委員 吉次委員さんの方からもいろいろと説明があったようで、それがいいと思いますわ。

坂本会長 そうしますと、表記を手間山、括弧、要害山というぐあいに改めたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

それから、川なんですけれども、東長田川の後には小松谷川ですね。朝鍋は入れなくてもいいですか。

桐林次長 はい。

坂本会長 入れない。合流は小松谷川。

桐林次長 多分、言い出したら切りがないもので、主要なものだけを記載させていただきたいと思いますけども。

坂本会長 小松谷川を入れて朝鍋川は削ると。

ほかにございませんでしょうか。

岡田委員 もう一つ。えらいこだわるようでございますが、一番最後の市町村現況表のところの会見地区は文化施設が一つもないようなふうな、その他のところは3つありますかね。公会堂というのは、西伯町さんの場合は、多分この中に地区公民館が入っておりではなからうかというふうに想像しますが、もしそうであるならば、会見町公民館というのは当然こちらあたりでも上げていただかないけんではないかなというふうに思っております。何かあんまりゼロが寂しげに。どうでしょうかね。

坂本会長 事務局。

桐林次長 御指摘のとおり、西伯町側の公会堂は地区公民館的なものでございます。備考欄にございますとおり、これは国、県の調べがございまして、そこで報告されてる数のみを上げるということになっておりまして、多少、実態と違っていているということを認識しながら、その数値を使わせていただいたという状況がでございます。

岡田委員 もし見られたら言うてやってつかい。

桐林次長 一応、県の方とちょっと再検討してもらいまして、もしよいということであれば、その取り扱いにさせていただきたいと思えます。

坂本会長 まず、公共施設状況調べに掲載されんとぐあいが悪いんじゃないでしょうか。

岡田委員 なるほどね。あんまりこだわってもいけません。

坂本会長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございまして、一応、網かけした部分、いわゆる住民基本台帳の人口とかですね、この部分はお任せをいただきまして、原案どおり御承認をいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、このような形で編成をさせていただきたいと思えます。

日程に従いまして、2番、まちづくり委員会第2ステージ委員の応募状況についてを御報告いただきたいと思います。

事務局。

奥山次長 議案の8ページをごらんいただきたいと思います。

報告事項第2号、まちづくり委員会第2ステージ委員の応募状況について。まちづくり委員会第2ステージ委員の応募状況は以下のとおりであるということで、一応、1番の応募人員が、西伯町から3名、会見町から1名ということでありまして、委員の総数が合わせまして、西伯町が23名、会見町が19名ということで42名でございます。応募人員というのは、あくまで1番目の応募人員であります、これは一般の方より応募いただいた4名でございます。残りの38名ということでありますが、これは既にまちづくり委員会で両町から99名の方に参加いただいております、その中から有志ということで38名の方に参加をいただくということでありまして、合わせまして、有志の方、それから一般の応募の方ということで42名でございます。これは3月22日を期限ということで応

募を締め切らせていただいたわけでございます。

今後の日程ということではありますが、第1回の会議を4月の15日木曜日です。午後7時から会見町の総合福祉センターの方で行いたいというふうに思っております。一応、以後の会議等については、委員の皆様の協議によりまして日程とかを決めていただくということでございます。

この委員の皆様のお仕事ということにつきましては、以前にも申し上げておりますので省略をさせていただきたい……。

坂本会長 まあ念のために言っておきましょう。

奥山室長 ちょっと時間をいただいて。目的とって、一応まちづくり委員会の第2ステージ委員の展開ということで、2月の10日に御報告申し上げたところでございます。目的であります、西伯町、会見町の合併によりまして誕生いたします南部町の建設計画の策定に当たり、両町町民の有志として意見を述べていただきましたまちづくり委員を中心に、合併後に必要となる、合併に必要な事業等への住民参画、または住民が主体となることが望ましい事業等の検討、企画、実施、評価等について提言をいただきまして、新しい南部町の町づくりの準備を進めるということでございます。

これからの参画分野等の検討の内容であります、新町の町づくりに関する事項で住民参画的手法を行うことが適当な項目を決定していただきまして、検討の方法などを決定していただくものでございます。例えば、1、住民が参加する分野ということで、町章とかシンボル、各種宣言等の慣行の決定、合併前における新町に関する町民への情報提供、新町の総合計画の策定、校区の再編成、行政評価システムの導入等でございます。また、そのほかに住民等が主体となっていく分野ということで、全町民を対象といたします一体感の醸成に資するイベントの開催とか各種団体の組織の統合等でございます。そのようなことを項目ごとに具体的な計画等を協議決定していただきまして、協議会に提案をしていただくということございまして、一応、合併協議会が解散をする9月までにそれらを提言をしていただくということでございます。委員さんの自主的な会によりまして、月に一、二回程度を集まっていたいただきまして、意見交換をして、文書化をして合併協議会の方に報告をしていただくというようなことでございます。以上でございます。

坂本会長 まちづくり委員会第2ステージ委員の応募状況については、先ほど報告をしたとおりでございますが、特に何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、報告2番を終わりたいと思います。

報告3番、要望書について。

事務局から説明をお願いします。

桐林次長 要望書についてでございます。平成16年3月23日付で、まちの未来を語る会代表、坪倉嘉昶及び武安恵子より要望書の提出があったので報告するというものでございます。内容につきましては、9項目、問題点という内容で指摘がございまして、それを解消した新たな財政計画を作成し直すこと、それらを両町民に全戸配布することという内容を要望される内容でございます。

坂本会長 このような要望が提出されておりますが、この件について、委員の皆様方の御意見を伺いたいと思います。いかがでございましょうか。

福田委員。

福田委員 議会といたしましては、陳情が出たものですから、西伯町の場合は3名によりまして3通の陳情書が出たところございまして、これについては陳情者を、会議に来ていただきまして、ただ文書だけでなく生の声といいたいまいしょうか、陳情といいたいまいしょうか、そうしたものを十分聞き取りをして結論を出したところでございます。したがって、協議会会長にあてた要望書ということで私ども見させていただきまして、時期といいたいまいしょうか、そういう面から非常に矛盾までいかないかもわかりませんが、なぜという言葉が先に立つような行動で実はございます。したがって、平成16年度の予算と、特に財政推計を比較をして数値が違ふということをかなり強調をされたものでございまして、我々としても推計はあくまでも基準に基づいた概算の数値、予測であって、平成16年度は実態に合った数字だということをやっぱり鮮明に述べながら取り扱いをしたようなことでございますから、法定協議会としてこういうものが出た以上、このまま投げしておくことにはいかんでしょうから、そっくり返すということもまた余りにも不親切かなという気がしますんで、何らかの格好のものを本人、陳情者に、陳情といつか要望を出された人に協議会を通じてでも回答された方がよりベターかなという気はせんでもないわけです。それだけのことです。まあ要望に出されるということは考えられませんから。

坂本会長 ほかにございせんか。

吉次委員。

吉次委員 例えばこの問題点の4ですども、これ提出しなはるまでによく交付税法というものを読んでから、単価が決まっちゃうやなことは承知して出すが当たり前で、何のわ

けもわからん、将来そのあり方いかんによっては新町の財政運営を大きく左右するなんて、何だや交付税の推計の根拠と考え方が示されていないなんて。

坂本会長 ほかにございませんか。

橋谷委員。

橋谷委員 会見町は以前にいろいろ動きがあったわけですけども、西伯町が初めてこういうことが出たんですけども、こういうふうな考え方持っておられる人、組織は大きいでしょうか、人数的にいいまして。

福田委員 来られたときに、どういうぐらいの状況の組織でしょうかという質問も、実は委員さんの中から出ました。率直に答えられたのは、何ぼちゅうことはわかりませんが、10名程度見当だということは、はっきりと数字はあんまり使ったりできないなと思えますけども、おおよそその程度の数値かなという判断はできました。それがさらに拡大をしていくとか、そこまで住民の方々が関心があるという内容でないという判断をさせていただきました。2つ団体の名前が西伯町では出ておりましたけども。

坂本会長 橋谷さん、よろしいですか。

橋谷委員 はい、わかりました。すいません。

坂本会長 ほかにございませんか。

ないようでございますが、御要望いただいたわけでございますので、ほうっておくわけにもいきませんし、会長の方で、会長といいましょうか、何らかのメッセージを代表の方に送らせていただくということでよろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

基本は前提に基づいた財政計画をつくっておりますし、それから、財政計画については恒常的な見直しが必要なんだということで、南部町のまちづくり計画にも毎年適正な時期に見直しを行うことを明記しているわけございまして、そういうことをもって会長として、この代表の方にお伝えするというようなことでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、この要望書の取り扱いについては、今私が申し上げたようなことで取り扱いたいというように思いますので、よろしく願います。

次、日程7番、今後の協議会の開催日程について。

事務局。

桐林次長 報告事項の追加が1つございますので。

坂本会長 ごめんなさい。別紙にございます報告事項第4号について、西伯町・会見町循環バス運行事業に供する車両の購入費助成についてを御報告いただきたいと思います。

事務局。

桐林次長 西伯町・会見町循環バス運行事業に供する車両の購入費補助について、財団法人日本宝くじ協会から下記のとおり内示を受けたという内容でございます。

内示はまだ口頭でございますけども、3月29日にいただいております。事務局である西伯町の方に県を介して連絡がございました。その補助予定額でございますけども、3,810万円という額を補助していただけるということとなりました。これはいわゆるバスの車両の3台分でございます。当初の予算では、この3,800万の半分、1,900万が補助金、これは別途の補助金を予定しておりましたけども、その分との差額であります、またその予定の1,900万、ほぼ半額でございますけども、これを単町の財源で措置するというようにしておりましたが、1,900万が節約できるということになったということでございますので、御報告を申し上げます。

坂本会長 内示の内報を3月の26日に渡していただきまして、うちの議会で議決をいただいた日に内示の内報で報告させていただきました。非常に運がよかったといいたうか、宝くじで当たったというんでしょうか、県の方の格別なお計らいをいただいたというふうに思うわけでございまして、このようなさい先のいい御報告ができてうれしく思っております。

そういたしますと、7番、今後の協議会の開催日程について報告してください。

事務局。

奥山室長 事務局であります。2ページをお開きいただきたいと思います。今後の協議会の開催日程ということで、議会の25回会議であります、平成16年4月19日月曜日、午後1時30分から5時までということで、西伯町役場の会議室の方で行いたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

坂本会長 御確認をいただきたいと思ひます。4月19日月曜日、1時30分から5時まで、西伯町役場の会議室で次回25回会議を行うということでございまして。よろしくお願ひします。

8番、その他、何かありますか。

奥山室長 ございませぬ。

坂本会長 特にない。

奥山室長 はい。

坂本会長 例のあのことは一言言っちゃかんでもいいですか。予算と調整方針の違い。

私の方から、その他でちょっと御報告をさせていただきたいと思います。

平成16年度の予算編成に当たりまして、両町では非常に、いわゆる国の三位一体改革などの影響によりまして、財政状況が厳しく、従来のもんまの予算編成がなかなか困難になってまいりました。調整方針で、例えば有利な方を採用しようというようなことで調整をしたわけでございますけども、必ずしも予算の編成ではそのような結果になっておられないものもたくさんございます。したがって、新年度がスタートいたしましてから、改めて両町のその取り扱いについて、違うものについて抜き出して、合併協の委員の皆様方に御報告し、また御相談をしたいというように思いますので、あらかじめ承知おきいただきたいと思います。いわゆる合併協ではこのように決まったのに、現実的にはそうならない部分もございますので、それはすり合わせをして新年度がスタートしてから、できるだけ速やかに御報告し、また御協議をしたいということでございますので、あらかじめ御承知おきおいていただきたいと思います。

そういたしますと、副会長さんのごあいさつをいただきながら、今日の合併協議会を閉じたいと思いますので、副会長、よろしく願いいたします。

三鴨副会長 大変スムーズな審議をいただきまして、ありがとうございました。要望書等も出てはおりますけども、両議会とも議事はスムーズに進んでおります。今、県下でも、まだまだこの合併が揺れる中で、本協議会は大変いい姿で進んでいきとるじゃないかと思っております。関係者の御尽力、御努力に対しまして、深甚なる敬意を表したいと思っております。まだまだ、仕上げまでに時間もございまして、いろいろあろうかと思っております。皆さんと一緒に知恵を、あるいは力を合わせながら、いい合併に仕上げたいと思っております。よろしく願いしたい。今日はありがとうございました。

坂本会長 どうもありがとうございました。

(閉会 14時13分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員